

令和 7 年度 第 2 回国民健康保険運営協議会資料

【国民健康保険税改定（税率改定）関係】

1 小金井市国民健康保険税の見直しについて

- | | | |
|---|-----|------|
| (1) 納付金・標準税率・保険税調定額について
ー納付金から保険税調定額までの算出方法の説明ー | ――― | 資料 1 |
| (2) 令和 7 年度国民健康保険税税制改正内容 | ――― | 資料 2 |
| (3) 令和 8 年度国民健康保険税算定の考え方について | ――― | 資料 3 |
| (4) 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表
ー改定案による国民健康保険税改定の内容の説明ー | ――― | 資料 4 |
| (5) 令和 7 年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への
影響額等について
ー賦課限度額改定による影響額の説明ー | ――― | 資料 5 |
| (6) 小金井市国民健康保険税税率改定状況 | ――― | 資料 6 |
| (7) 令和 7 年度 26 市国民健康保険税（料）率等の状況 | ――― | 資料 7 |

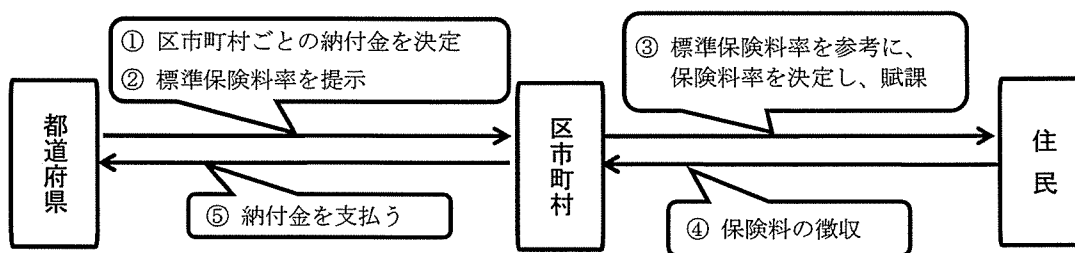
納付金・標準保険料率・保険税調定額について

1 改革の概要

都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことで、**制度を安定化**

- ・保険給付に必要な費用を、全額、東京都が区市町村に支払う。
- ・区市町村ごとの納付金を算定し、区市町村は東京都に納付金を支払う。
- ・納付金を賄うための標準保険料率を提示（住民負担の見える化）

区市町村は、従来通り保険者として保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担うとともに、納付金を都道府県に納付



2 納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

○医療費水準の反映

→令和8年度は医療費指数反映係数 $\alpha = 0.5$ とし、翌年度以降も段階的に引き下げる
 （令和5年度までは $\alpha = 1$ （医療費水準を完全に反映）、令和6年度は $\alpha = 0.83$ 、
 令和7年度は $\alpha = 0.66$ ）

（理由）

- ・納付金ベースの統一に向けて、現時点において、東京都全体で、令和11年度に $\alpha = 0$ （医療費水準を納付金の配分に反映させない）考え方であるため

○所得水準の反映

→都の所得水準（医療分：1.32 応能分：応益分＝57：43（1.32：1））を反映

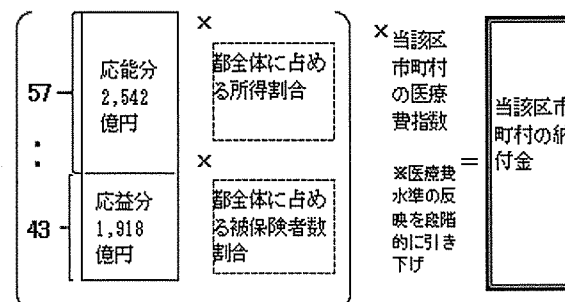
（理由）

- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため

■都の納付金必要額
 （令和8年度仮係数による算定）

医療給付費 7,614億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
後期支援金 1,765億円			
介護納付金 682億円			
子ども納付金 152億円			
	3,537 億円	2,216 億円	4,460 億円

■区市町村ごとの納付金算定方法



3 標準保険料率の算定方法

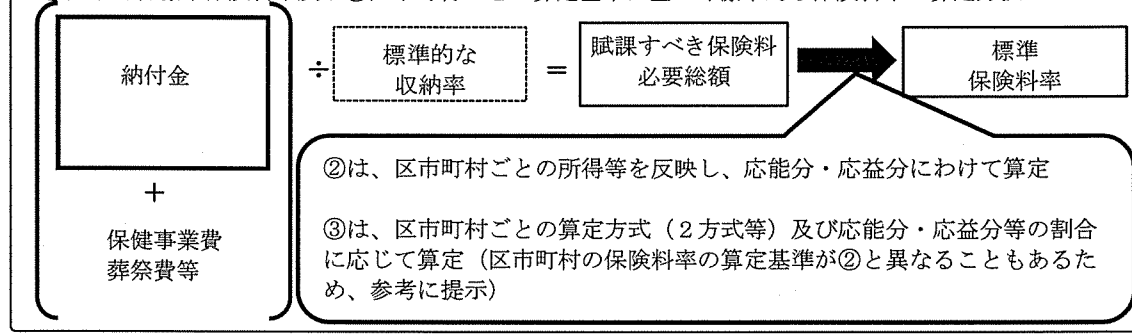
○標準保険料率の2つの役割

- (1)各区市町村のあるべき保険料率（標準的な住民負担）の見える化
- (2)各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○都道府県は、各区市町村に対して、以下の3つの標準保険料率を示す。

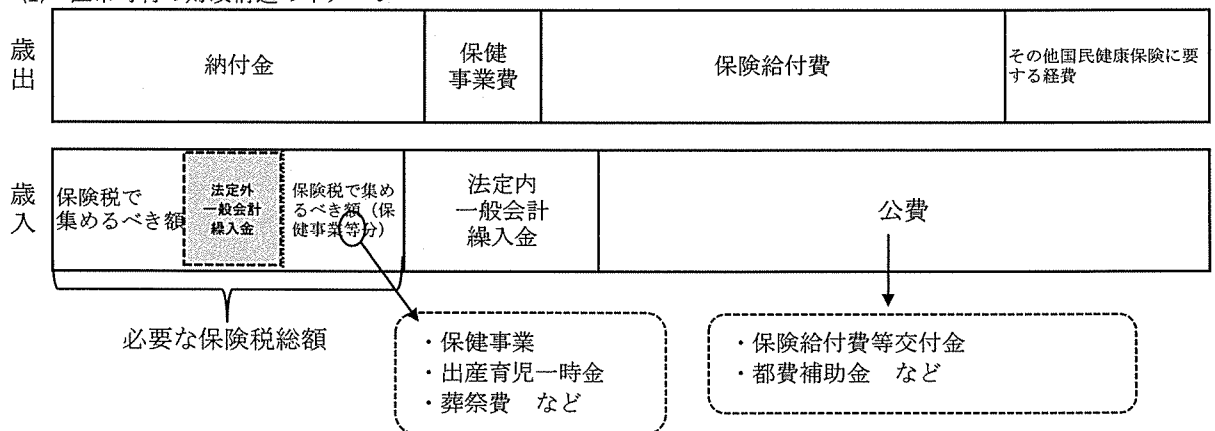
①都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す →都においては2方式（所得割及び均等割）
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率

■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



4 保険税調定額の算出方法

(1) 区市町村の財政構造のイメージ



(2) 保険税調定額の算出方法

納付金に、保健事業費及び保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金・葬祭費の費用等を加算し、そこから法定内一般会計繰入金及び保険給付費等交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引いた額が「必要な保険税総額」となる。

必要な保険税総額を「標準的な収納率」で割り戻し、「保険税調定額」を算出する。

設定した保険税率で算出した保険税調定額が、必要な保険税総額に満たない場合は法定外一般会計繰入金で補填することになる。

5 令和8年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額

単位 円

	医療分	支援分	介護分	子ども分	合計
納付金 (d)	2,468,053,150	918,204,900	332,660,001	79,288,482	3,798,206,533
必要な保険税総額 (e)	2,148,402,384	857,770,452	308,170,953	79,288,482	3,393,632,271
標準的な収納率 (s)	96.79%	96.79%	96.47%	96.79%	
保険税調定額 (e')	2,219,653,253	886,218,051	319,447,448	81,918,051	3,507,236,803

6 令和8年度仮係数に基づく標準保険料率

	医療分		後期支援分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
①都道府県標準保険料率	8.12%	50,634円	2.99%	18,503円	2.63%	19,250円	0.29%	1,915円
②区市町村標準保険料率	7.32%	45,652円	2.92%	18,091円	2.56%	18,697円	0.27%	1,807円
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	7.69%	36,811円	2.69%	17,822円	2.43%	18,597円	0.27%	1,807円

令和 7 年度国民健康保険税税制改正内容

1 賦課限度額の引上げ

	改正前（令和 6 年度）	改正後（令和 7 年度）
賦課限度額 医療分	6 5 万円	6 6 万円
賦課限度額 後期高齢者支援金分	2 4 万円	2 6 万円
賦課限度額 介護分	1 7 万円	改正なし

2 減額の対象となる所得の基準

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、被保険者均等割を減額（7 割、5 割又は 2 割）する措置の、減額の対象となる所得の基準を変更し、5 割及び 2 割減額世帯の対象を拡大する。

◎軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前	改正後
7 割減額	4 3 万 + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万	改正なし
5 割減額	4 3 万 + 国保加入者の数 × <u>2 9. 5 万</u> + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万	4 3 万 + 国保加入者の数 × <u>3 0. 5 万</u> + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万
2 割減額	4 3 万 + 国保加入者の数 × <u>5 4. 5 万</u> + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万	4 3 万 + 国保加入者の数 × <u>5 6 万</u> + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万

※ 上記は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日において閣議決定された「令和 7 年度税制改正の大綱」の内容である。

なお、上記 2 については、令和 7 年 4 月 1 日付けで、専決処分により小金井市国民健康保険税条例の改正を行い、令和 7 年度の国民健康保険税から適用されている。

1 令和8年度標準保険料率と令和7年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分		子ども分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
都道府県標準保険料率	8.12%	50,634円	2.99%	18,503円	2.63%	19,250円	0.29%	1,915円
区市町村標準保険料率	7.32%	45,652円	2.92%	18,091円	2.56%	18,697円	0.27%	1,807円
区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	7.69%	36,811円	2.69%	17,822円	2.43%	18,597円	0.27%	1,807円
令和7年度保険税率	6.54%	30,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円	-	-

2 令和8年度保険税率算定の考え方

(1) 税率改定検討の前提

- 将来的な保険料率水準の統一化に向けて、標準保険料率に近づけていく。
- 一般会計からの法定外繰入を計画的・段階的に解消・削減していく。
- 将来にわたる被保険者の急激な負担増とならないよう配慮する。

(2) 改定案の提案理由

(1)の条件で検討し、次の方針に基づき、改定案を策定した。

- 現行の税率と区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率を比較した場合に、医療分及び支援分において、所得割及び均等割は乖離があるため引き上げることとする。

3 令和8年度保険税率改定案

(1) 令和8年度保険税率改定案

	医療分		支援分		介護分		子ども分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和8年度保険税率改定案	6.74%	31,000円	2.25%	14,000円	2.00%	15,000円	0.27%	1,807円

(2) 令和8年度保険税率改定案と令和7年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分		子ども分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和8年度保険税率改定案	6.74%	31,000円	2.25%	14,000円	2.00%	15,000円	0.27%	1,807円
令和7年度保険税率	6.54%	30,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円	-	-
差	0.20%	1,000円	0.20%	1,000円	0.00%	0円	0.27%	1,807円

小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	6.54%	6.74%	0.20%
均 等 割	30,000円	31,000円	1,000円
賦 課 限 度 額	650,000円	660,000円	10,000円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㊦	1,687,335	1,738,968	51,633
均 等 割 総 額 ㊧	642,690	664,092	21,402
低所得者軽減額等 ㊨	148,272	153,209	4,937
賦課限度額超過額 ㊩	351,930	367,345	15,415
増減調整額 ㊪	180,033	180,033	0
調 定 見 込 額 (㊦+㊧) - (㊨+㊩+㊪)	1,649,790	1,702,473	52,683
応能割応益割の構成比率	応能割67.51% 応益割32.49%	応能割67.38% 応益割32.62%	
調定見込額改定率	3.19%		

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	2.05%	2.25%	0.20%
均 等 割	13,000円	14,000円	1,000円
賦 課 限 度 額	240,000円	260,000円	20,000円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㊦	528,261	579,818	51,557
均 等 割 総 額 ㊧	278,161	299,552	21,391
低所得者軽減額等 ㊨	64,100	69,029	4,929
賦課限度額超過額 ㊩	101,190	111,552	10,362
増減調整額 ㊪	63,129	63,129	0
調 定 見 込 額 (㊦+㊧) - (㊨+㊩+㊪)	578,003	635,660	57,657
応能割応益割の構成比率	応能割60.56% 応益割39.44%	応能割60.99% 応益割39.01%	
調定見込額改定率	9.98%		

(3) 介護分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	2.00%	2.00%	0.00%
均 等 割	15,000円	15,000円	0円
賦 課 限 度 額	170,000円	170,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㊲	221,471	221,471	0
均 等 割 総 額 ㊱	113,599	113,599	0
低所得者軽減額等 ㊳	25,165	25,165	0
賦課限度額超過額 ㊴	55,735	55,735	0
増減調整額 ㊵	29,062	29,062	0
調 定 見 込 額 (㊲+㊱) - (㊳+㊴+㊵)	225,108	225,108	0
応能割応益割の構成比率	応能割59.33% 応益割40.67%	応能割59.33% 応益割40.67%	
調定見込額改定率	0.00%		

(4) 子ども分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	-	0.27%	0.27%
均 等 割 (A)	-	1,688円	1,688円
18歳以上均等割 (B)	-	119円	119円
均等割合計 (A) + (B)	-	1,807円	1,807円
賦 課 限 度 額	-	未定	未定

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㊲	-	48,465	48,465
均 等 割 総 額 ㊱	-	33,453	33,453
調 定 見 込 額 ㊲+㊱	-	81,918	81,918
応能割応益割の構成比率	-	応能割59.16% 応益割40.84%	
調定見込額改定率	100.00%		

(5) 全体分（医療分・支援分・介護分）

	改 定 前	改 定 後	改定に伴う影響（増減）
調定見込額	2,452,901千円	2,563,241千円	110,340千円
応能割、応益割の構成比率	応能割 65.08% 応益割 34.92%	応能割 65.06% 応益割 34.94%	応能割△0.02% 応益割 0.02%

	増 減 率
改定に伴う調定額全体分の増減率	4.50%（子ども分除く）

(6) 一人当たりの国民健康保険税（医療分・支援分・介護分・子ども分）

被保険者総数（令和8年度平均見込）	19,725人
標準税率算出時の18歳以上の被保険者数	18,520人

一人当たりの国民健康保険税	改 定 前	改 定 後	一人当たりの影響額
（医療分・支援分・介護分）	124,355円	129,949円	5,594円
（子ども分）	-	4,423円	4,423円

1 国民健康保険税賦課限度額改定

(1) 改定内容

令和7年度税制改正による賦課限度額

	医 療 分	後期高齢者支援金分	介 護 分	合 計
現行限度額 ①	6 5 万円	2 4 万円	1 7 万円	1 0 6 万円
改定限度額 ②	6 6 万円	2 6 万円	1 7 万円	1 0 9 万円
差額 ②－①	1 万円増	2 万円増	0 円	3 万円増

(2) 国民健康保険税収入への影響額

賦課限度額の引上げに伴う影響額（調定ベース）

	賦課限度額超過額 改定前 (A)	賦課限度額超過額 改定後 (B)	影 響 額 (B)－(A)	増減割合
医 療 分	351,930 千円	349,678 千円	△2,252 千円	△0.64%
後期高齢者 支援金分	101,190 千円	97,942 千円	△3,248 千円	△3.21%
介 護 分	55,735 千円	55,735 千円	0 円	0%
合 計	508,855 千円	503,355 千円	△5,500 千円	△1.08%

(収入ベース影響額 5,323 千円増)

※収入ベース影響額＝{5,500 千円（調定ベース影響額）×96.79%（医療分及び後期高齢者支援金分の収入率）}

＝5,323 千円増

(3) 国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計

	医 療 分 全体 14,629 世帯	後期高齢者支援金分 全体 14,629 世帯	介 護 分 全体 6,218 世帯
現行限度額に到達 する世帯数 (B)	342 世帯 (2.34%)	266 世帯 (1.82%)	205 世帯 (3.30%)
改定限度額に到達 する世帯数 (C)	332 世帯 (2.33%)	238 世帯 (1.63%) ※改定により 2 万円増額	205 世帯 (3.30%)
差引世帯数 (B)－(C)	10 世帯 ※改定により 100 円以上 1 万円未満増額	28 世帯 ※改定により 100 円以上 2 万円未満増額	0 世帯

小金井市国民健康保険税率改定状況

資料 6

年 度	医療分				後期高齢者支援金分				介護分			子ども分		
	応能割 所得割	応益割		限 度 額	応能割 所得割	応益割		限 度 額	応能割 所得割	応益割 均 等 割	限 度 額	応能 所得割	応 益 均 等 割	限度額
		均 等 割	平 等 割			均 等 割	均 等 割							
平成29年度	5. 5%	21, 000円	6, 600円	54万円	1. 95%	14, 000円	19万円	16万円						
平成30年度		26, 000円	0円	58万円										
令和元年度	5. 55%			61万円	2. 05%	13, 000円		15, 000円						
令和2年度	5. 75%			63万円				17万円						
令和3年度														
令和4年度	6. 04%			65万円			20万円							
令和5年度							22万円							
令和6年度							24万円							
令和7年度	6. 54%	30, 000円												
令和8年度（案）	6. 74%	31, 000円		66万円	2. 25%	14, 000円	26万円					0. 27%	1, 807円	未定

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

令和7年度 26市国民健康保険税(料)率等の状況

資料7

		国民健康保険税(料)率・賦課限度額										7割 5割 2割 軽減	6割 4割 軽減
		基礎課税(賦課)分			介護納付金課税(賦課)分								
		所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)	後期高齢者支 援金等課税 (賦課)分	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)		
1	八王子市	7.73	44,000	66	2.83	17,400	26	2.42	18,800	17	○		
2	立川市	6.68	32,500	64	2.24	11,700	23	1.70	14,500	16	○		
3	武蔵野市	5.62	31,000	65	1.95	11,300	24	1.65	13,600	17	○		
4	三鷹市	6.10	29,000	66	2.30	11,800	26	1.60	13,400	17	○		
5	青梅市	6.25	33,000	66	2.07	12,000	26	1.95	13,100	17	○		
6	府中市	5.05	23,720	65	1.64	7,440	24	1.64	9,840	17	○		
7	昭島市	5.60	27,500	66	2.25	11,500	24	1.70	14,500	17	○		
8	調布市	5.52	29,000	65	1.98	10,300	24	1.75	12,000	17	○		
9	町田市	6.67	39,300	66	2.25	13,100	26	2.02	15,100	17	○		
10	小金井市	6.54	30,000	65	2.05	13,000	24	2.00	15,000	17	○		
11	小平市	6.01	27,000	66	2.29	12,900	26	1.85	15,900	17	○		
12	日野市	5.80	34,500	66	2.10	12,300	26	2.10	14,700	17	○		
13	東村山市	6.70	40,800	66	2.25	13,500	26	2.15	16,000	17	○		
14	国分寺市	6.40	30,000	65	2.38	14,000	24	2.24	16,000	17	○		
15	国立市	5.50	20,000	66	1.80	10,000	26	1.85	11,000	17	○		
16	福生市	5.39	29,700	66	2.25	13,200	26	1.79	14,000	17	○		
17	狛江市	5.65	27,900	66	1.97	11,300	26	1.84	13,600	17	○		
18	東大和市	7.42	37,200	66	2.50	12,300	26	2.45	14,100	17	○		
19	清瀬市	5.92	28,000	66	2.01	10,000	26	1.90	13,000	17	○		
20	東久留米市	5.92	38,300	66	2.23	13,600	26	1.99	14,700	17	○		
21	武蔵村山市	6.94	35,200	66	2.21	12,500	26	1.76	13,000	17	○		
22	多摩市	6.16	30,200	66	2.00	12,400	26	1.78	12,600	17	○		
23	稲城市	5.73	37,200	66	1.37	9,400	26	2.19	13,100	17	○		
24	羽村市	6.43	27,300	66	2.33	11,200	26	2.15	13,100	17	○		
25	あきる野市	6.28	33,000	66	2.37	12,300	26	2.23	14,700	17	○		
26	西東京市	5.41	31,600	66	1.68	6,500	26	1.64	14,300	17	○		
	市部平均	6.13	31,805	66	2.13	11,805	25	1.94	13,986	17	26	—	

※網掛け部分は令和6年度から改定されている。